

政令第四十二号

国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法（平成二十二年法律第四十三号）第二条第一号の規定に基づき、この政令を制定する。

国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法施行令（平成二十二年政令第五百五十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「及び同理事会決議第千三百七十五号」を「、同理事会決議第千三百七十五号及び同理事会決議第千三百九十七号」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。